

環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会  
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 23年 6月15日改1  
平成 23年 2月23日

## 妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

<b>対象プロジェクト名</b>			
愛媛県バイオマスエネルギープロジェクトによるバイオ燃料 (B5) 利用促進事業			
<b>GHG 妥当性確認機関</b>			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	(社) 日本プラント協会		
担当部署名	CDM センター		
責任者名	吉田 明男		
責任者 E-mail	<a href="mailto:Yoshida-cdm@jci-plant.or.jp">Yoshida-cdm@jci-plant.or.jp</a>		
責任者電話番号	03 (3222) 8100		
審査員名 <sup>1</sup>	加藤 睦男 柴田 正俊		
機関要件への合致	E001 - E024 及び L001		
妥当性確認報告書 発行日	2011 年 02 月 23 日 2011 年 06 月 15 日改定版		
<b>審査内容</b>			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 1.2		
妥当性確認期間	2010 年 11 月 19 日～ 2011 年 02 月 23 日		
現地審査	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	期間	2011 年 01 月 11 日～ 2011 年 01 月 12 日
	審査内容	1. GHG 削減量算定の責任体制 2. モニタリング体制において、標準手続書、要員の力量・資格、及び訓練の状況又は計画など、QA/QC 体制 3. 各モニタリングポイントに対応した管理責任者、管理担当者 4. 各担当者間のデータ検証・認証、管理・保管責任の流れ、関係 5. 情報システムやネットワーク環境、情報セキュリティ設定の状況 6. 情報機器のハードウェア、ソフトウェアの使用状況 7. 表計算ソフトウェアにおける計算式、関数、プログラムの妥当性 8. 情報伝達の誤りや紙情報から電子情報への誤記の可能性	

		<p>1. から 7. においてはモニタリング体制やモニタリングフロー、現地における生産管理記録、請求書の管理状況等を審査し、よって妥当性を確認したものの、8. の項目については、GHG の年間削減量に影響しない範囲であるが、転記ミスが確認された。購入・請求書・経理管理書類は紙ベースで有るので、当該項目の評価は検証プロセス毎に委ねざるを得ない。</p>				
想定排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2		13	24	54	114
プロジェクト情報 (A・B)	<p>プロジェクト代表者は愛媛県、排出削減実施者は(株)ダイキアクス 本プロジェクトの活動は、従来は廃棄物として焼却処分されていた廃食用油を事業所や家庭から収集して、エステル交換方式で脂肪酸メチルエステルに加工の上、市販の軽油に 5%混合させて、バイオディーゼル軽油混合燃料 (B5)として、運送業者等の事業所に販売し、公道を走る車両の燃料として県民の利用促進を図っている。</p> <p>又、ダブルカウントの防止処置については、最新の制度実施細則に従い記載されている事を確認した。</p> <p>尚、本プロジェクトは環境省のエコ利用燃料促進補助事業の補助金を得て、推進されている。</p>					
適格性要件 (C)	<p>方法論の SS-E004 ver.6 の適格性基準の条件 1 から条件 6 を満たしている事を確認した。尚、本プロジェクトは B5 燃料のプロジェクトであり、B100 燃料の適格性要件は適用されない。</p>					
排出量・吸収量算定 (I・II)	<p>ベースラインは方法論 SS-E004 の規定に従い、本プロジェクトのバイオディーゼル軽油混合燃料のプロジェクトで使用された量から自家消費量を除いた軽油相当分であり、数値の根拠は販売されたバイオディーゼル軽油混合燃料の請求書、社有車は日報或いは販売先の所有車両は燃料消費量や燃費からの計算値である。</p> <p>又、プロジェクト排出量は廃食用油の回収車両、バイオディーゼル軽油混合燃料を配送する車両からの温室効果ガスの排出量と、バイオディーゼル製造時の電力消費及びメタノール由来の温室効果ガスの排出量である。</p> <p>尚、B5 燃料使用車の排出量は B5 燃料と同量の軽油としてデフォルト値を使用している。</p> <p>従い、ベースライン及びプロジェクト排出量の計算はモニタリング方法ガイドライン(排出削減プロジェクト用) ver.2.4 及び方法論 SS-E004 ver.6 に従い、適切に行われている事を確認した。</p> <p>尚、ベースライン排出量はコンサバティブ側に、プロジェクト排出量は上記の様に大き目の方向で計算されており、削減量の推定は過小評価側にあり、過大評価の可能性はない。</p>					

<p>モニタリング計画 (Ⅲ～Ⅵ)</p>	<p>モニタリングポイントP1からP7までの各モニタリングポイント及び各ポイントにおけるパラメータは方法論に従い適切に記載されている。 又、モニタリング詳細(活動量、発熱量・排出係数)、モニタリングフロー図、モニタリング体制、品質保証(QA)及び品質管理もモニタリング方法ガイドラインに従い適切に記載されている。</p>
<p>その他(D)</p>	<p>関連する許認可及び関連法令は的確に準拠しており、必要な許認可は得ている事を確認した。又、本プロジェクトは環境影響評価の対象外である事を確認している。</p>
<p>機関の見解 (サマリー・結論)</p>	<p>プロジェクト計画書、モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、現地審査時に関係者にインタビューを行った結果、プロジェクト計画書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されておりと共に、モニタリングプランは排出量算定やモニタリング計画は方法論 SS-E004 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。 従い、プロジェクト計画書およびモニタリングプランは、デスクレビュー、現地審査及びインタビューによって判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット(J-VÉR)認証運営委員会による登録を行う事を推奨する。また、保証水準は合理的保証(無限定)とする。</p>
<p><b>パブリックコメントの概要</b></p>	
<p>パブリックコメントの募集期間 2010年11月26日から12月9日まで。 コメント なし。 妥当性確認機関の見解 特になし。</p>	

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。